

陸別小中学校の転出入について

○他の市町村から陸別町へ転入するとき

- 1 担任の先生へ転校することを伝え、学校から「在学証明書」「教科用図書給与証明書」を発行してもらいます。
- 2 役場町民課で転入手続きを行ってください。原則として異動（予定）日を陸別町の入学期日としています。手続きの際にはご留意ください。
- 3 転入手続きの後、教育委員会へお越してください。教育委員会からは「入学通知書」を発行します。その際転校前の学校から発行された「在学証明書」「教科用図書給与証明書」をご持参ください。
- 4 転入先の学校に「在学証明書」「教科用図書給与証明書」「入学通知書」を提出し転校の手続きを行ってください。

○他の市町村へ転出するとき

- 1 担任の先生へ転校することを伝え、学校から「在学証明書」「教科用図書給与証明書」を発行してもらいます。
- 2 役場町民課で転出手続きを行ってください。
- 3 転入先の市町村役場で転入手続きを行ってください。その後転入先の教育委員会で就学通知書又はそれに代わる書類を発行してもらいます。その際転校前の学校から発行された「在学証明書」「教科用図書給与証明書」をご持参ください。
- 4 指定された学校に「在学証明書」「教科用図書給与明細書」「就学通知書」を提出し転校の手続きをしてください。

○陸別町での就学支援等制度について

1 学校給食について

陸別町では保育所、小学校、中学校に通う児童生徒の給食を無料で提供しています。（参考：1食あたりの給食費 保育園児 168円 小学校 252円 中学校 305円）
給食費補助金交付申請書、アレルギー等調査票等配布しますので転入後担任あてに提出をお願いします。

2 就学援助制度について

陸別町では経済的理由により児童生徒の就学が困難な方に、学用品等の援助を行っています。（別紙【就学援助制度についてお知らせ】参照）

認定の申請をされる方は別途認定申請書に、前年の所得のわかるものを添えて教育委員会まで提出してください。（陸別町で申請をされる予定の方は1月1日時点の居住地の市町村役場で所得証明書を取得してください）

転入前の市町村で認定を受けられていた方は、転入前市町村での認定書や支給内容の

わかるものを合わせて提出ください。

3 学校での活動中の事故（ケガ等）の治療費について

陸別町では、学校での活動中の事故に備え日本スポーツ振興センターの災害共済給付制度に加入しています。転入前の学校で加入していた場合でも陸別町において同意書の提出が必要となりますので、提出をお願いいたします。

なお、共済掛金については、今年度は保護者負担額を460円と定めていますが、子育て支援のため陸別町が全額負担することとしています。

4 新型コロナウイルス感染症対策について

陸別町においても、「学校の新しい生活様式」に即した対応をとって学校生活を送っていただいています。

ご家庭においても、日々の健康観察や感染症対策にご留意されるとともに、風邪症状の場合でも体調が悪い場合は無理をせず休ませてください。

5 児童生徒健康診断について

転入前の学校で児童生徒健康診断を受けられなかった場合は各学校の養護教諭に申し出てください。

6 フッ化物洗口について

陸別小学校では、子どもたちの健康な歯の育成のためにフッ化物洗口を行ってまいります。原則毎週水曜日の放課後に実施をしておりますが、別紙フッ化物洗口 Q&A をご覧いただき、実施希望の有無をお知らせください。

7 小中一貫教育とふるさと科について

陸別町は、令和元年度より併設型の小中一貫校として小中一貫教育に取り組みを始めました。9年間を見通した一貫教育により、目指す子ども像を小・中はもとより地域の方とも共有して地域ぐるみでの教育活動の充実に努めています。

他の町ではない独自の取組として「りくべつふるさと科」を特別の教科として実施しています。陸別開拓の祖である関寛斎に関する学習や地域に関連のある見学学習等を行っています。

8 その他の支援制度・施策等

陸別町では修学旅行費の保護者負担軽減のため小学校では10,000円、中学校では30,000円の助成をしています。

その他では、電機連合という団体の協力のもと、小学6年生を対象とした冒険・体感 in とうきょう事業や、中学2年生を主な対象とした海外派遣事業（カナダ）を行っています。